

共催・協賛・後援等に関する内規

平成5年12月9日制定

第276回理事会

1 (総 則)

日本航空宇宙学会が他の機関から講演会その他の行事について（以下「行事等」という）共催、協賛、後援、会告など（以下「共催等」という）の依頼を受けた場合の取扱は、国際的な行事等を除きこの規定の定めるところによる。

2 (承諾の原則)

共催等を承諾する行事等は、主催機関、目的、内容が次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 主 催 機 関：公益法人またはこれに準ずる団体、官公庁および理事会が認めた団体もしくは組織
- (2) 行事等の目的：学術、技術等の純然たる公益を目的とするもので営利または政治目的を有しないこと
- (3) 行事等の内容：会員に対して有益なもの

3 (共 催)

- (1) 共催は、行事の企画、運営に参加できるものであることを原則とする
- (2) 経費の負担を要するものは原則として承諾しない
- (3) 単なる日本航空宇宙学会の名義使用は承諾しない

4 (協賛、後援)

- (1) 協賛または後援は、行事の内容、プログラム等がすでに決定されており、趣旨が賛同に値するもので本会の協賛または後援を得ることによってその行事が成果をあげられると認められ、且つ、経費の負担を必要としないものであること
- (2) 単なる日本航空宇宙学会の名義使用は承諾しない

5 (会 告)

- (1) 有料会告：講演会、シンポジウム、セミナー、講習会、プログラムその他これらに類するものゝほか会員に周知することが有益と認められるもの
- (2) 無料会告：会告だけの依頼は特別な場合を除き引き受けない

6（諾否の決定）

- （１）共催については理事会が決定する
- （２）協賛、後援、会告については庶務理事が決定する

7（協力の内容）

- （１）共 催 イ：必要に応じて運営委員を推薦し、または連絡員を選任する
 ロ：「会告に掲載する事項に関する内規」に従って会誌に掲載する
- （２）協賛、後援：「会告に掲載する事項に関する内規」に従って会誌に掲載する
- （３）会 告 イ：有料会告は、（１）、（２）の会告欄の後に掲載することを原則とする
 ロ：無料会告は、（２）に準じて掲載する

付 則 この内規は平成５年１２月１０日より施行する。

以上